

確認項目に対する市の回答（地震災害対策計画編）

第3部 災害応急対策計画

章	節	ページ	確認項目	確認すべき理由・提案等	会派等	連番	提言 ①計画改定 ②運用改善
第2章	第3節	P81	災害対策本部の 設置場所 (回答作成) 危機管理課	設置場所が津波浸水域にあるため参集できない可能性がある。 (部局回答) 勤務時間内に津波警報以上が発令したときは、市役所内に勤務している職員は4階以上に垂直避難します。 勤務時間外の場合は津波浸水エリアに侵入できないことから、対策重要職員は代替え施設に参集することを今年度中に決定して提示します。	自由 民主党	1	②運用改善
	第4節	P82	災害対策本部の 組織と運営① (回答作成) 健康部 (担当課名) 地域健康課	本市の保健師の数と配置箇所、任務を確認したい。 (部局回答) 本市の保健師数は令和6年4月1日現在78名です。災害発生時には健康対策部保健チームに70名が集約され、健康福祉センター4か所に配置されます。11チームを編成し震災時避難所69か所を巡回します。震災時避難所や福祉避難所での健康管理、要援護者への支援、関係機関との調整、感染症の予防のため啓発や感染拡大防止対策などの任務を担い、状況に応じて地域の家庭訪問も実施する予定です。	日本 共産党	2	
		P82、 85	災害対策本部の 組織と運営② (回答作成) 教育委員会 (担当課名) 教育総務部総務課	教育対策部の中には各学校が入っていないが、各学校は組織構成としてはどのような位置づけになるのか。連絡体制、情報共有はどのようなになるのか。 (部局回答) 教育対策部は教育委員会職員で構成されており、各市立学校は教育委員会の所管施設として位置づけられています。 連絡体制につきましては、教育対策部において活動細部計画をもとに各学校と避難や被害状況の情報収集・連絡調整を行い、総合対策部へ伝達いたします。 (なお、教育委員会では、毎年全市立学校と合同で防災訓練を行い、災害発生時における連絡体制や情報共有の確認等を行っております。)	日本 共産党	3	
		P84	災害対策本部の 組織と運営③ (回答作成) 危機管理課	各職員は自身の対策班の任務をどのように把握するのか。 任命書のようなものを受け取り、打ち合わせ会議のようなものを行うのか。 (部局回答) 各対策部の細部計画やBCPによって確認しています。	日本 共産党	4	

		P88	災害対策本部の組織と運営④ (回答作成) 危機管理課	米海軍との相互連携において「防災協定に基づいた救援物資の提供、医療サービスや被災者の基地内への受入れなどの調整のために派遣される。」とあるが具体的にはどのような内容か。 (部局回答) 人道的支援、被災者の搬送、食料や衣服や医薬品そして寝台や寝具の提供、臨時避難所および仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供などの重要不可欠な公共サービスの維持回復するための活動を協定しています。	日本共産党	5	
第3章	第1節	P89	職員の配備 (回答作成) 危機管理課	配備の対象外職員は全体の何割くらいいるのか。居住による差はあるのか。 (部局回答) 育児休業や病気休暇などのため配備対象外となっている職員は正規職員の約0.3割(3パーセント)です。居住による差はありません。	よこすか未来会議	6	
	第2節	P89	職員の参集 (回答作成) 危機管理課	市外在住職員の参集のありかた (部局回答) 原則として市外であっても、徒歩、自転車、バイク等により参集することとしています。	自由民主党	7	
			総合対策部 避難所支援班の参集 (回答作成) 危機管理課	大津波警報、津波警報、南海トラフ地震臨時情報発表の際の別途指示とは、どのようなものか。90ページの津波警報発表の際の措置には、南海トラフ地震臨時情報に関する対処が記されていないが、どこを参照すれば良いか。 (部局回答) 細部事項に記載はありません。津波浸水エリアにある拠点について、別途支指示することとしていますが、参集について前1のとおり参集しないのか、代替え施設へ参集するのは今年度中に決定して提示します。	無会派	8	
	第3節	P91	現に災害が発生している際の参集時の留意点 (回答作成) 危機管理課	①消防職員、地域支援部職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 「これらに準ずる」とは市民の救助要請を断ることは人道的にも困難なので優先しなければならない者であることを明確にしないと市民の誤解を受けるのでは？ (部局回答) 参集を優先する職員は、被害の減災対策（人命・道路啓開・避難対策など）にあたる職員となりますが、市民に誤解をあたえないような表現への修正を検討します。	日本維新の会	9	
	第5節	P98 ～99	生活関連広報の実施時期 (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	応急仮設住宅の生活が始まるのが4週間目以後と扱っているが、市営住宅の入居などを考慮すると4週間後ということでよいのか。 (部局回答) 応急仮設住宅として1,148戸の整備を計画している建設型は、発災から20日以内に着工し、順次入居を開始するため、生活情報に関する広報の計画時期としては妥当であると考えます。 なお、建設型よりも早期に入居できる賃貸型や一時避難用市営住宅は、従前からの居住者がある住棟に設置するため、その入居時期に応じた広報が実施されます。	自由民主党	10	

		生活関連広報の方法について (回答作成) 危機管理課	在宅避難者、県外避難者に対する災害関連情報の提供について どのように周知されるか。 (部局回答) SNSやホームページ、テレビのデータ放送など、あらゆる手段で広報します。 広域的な避難者への広報手段を記載することとします。	無会派	11		
第6節	P99	報道機関への 情報提供 (回答作成) 危機管理課	「総合対策部は、本庁舎1号館4階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する 情報を発表する。」としているが、災害対策本部の設置場所は消防局庁舎4階災害対策本部室である。 離れているが支障はないのか。 (部局回答) 消防局4階の災害対策本部でも実施できるよう記載を変更します。	日本 共産党	12		
第7節	P100	被災者支援窓口 の設置① (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民相談室	設置時期の確認 (部局回答) 発災後、最短で翌日には被災者支援窓口を設置し、罹災証明の受付を始めたいと考えています。 各種相談窓口は準備が整い次第、順次開設する予定です。	自由 民主党	13		
		被災者支援窓口 の設置② (回答作成) 地域支援部 (担当課名) 市民相談室	遠隔地に避難している市民に対する配慮として、オンラインによる相談窓口等は 検討されているか。 (部局回答) 現在、オンライン相談は行っており、災害時もメールや電話でのご相談を考えています。 オンライン相談は、今後の検討課題と認識しています。	無会派	14		
第5章	第2節	P104	震災時における 避難の原則行動 (回答作成) 危機管理課	避難の原則行動はどこまで市民に浸透しているのか。 (部局回答) 出前トークなど地域や学校で話しをする機会では危機管理課から市民の方へお伝えしております。避難行動の原則については、メディアでも取り上げられており、多くの市民の方が認識していると推測しています。	よこすか 未来会議	15 (検115)	②運用改善
	第3節	P105	震災時避難所の 開設 (回答作成) 危機管理課	震災時避難所運営マニュアルの手順によりとなっているが、マニュアルの アップデートはすべての震災時避難所で終わっているのか。 (部局回答) すべての避難所に運営マニュアルが整備され、毎年、内容の更新を行っています。	自由 民主党	16	

	P108	ペットの避難対策 (回答作成) 危機管理課	どの程度のペットが避難してくる、などの想定や、どの程度であれば受け入れ可能か、などは想定しているのか。 避難所にいるアレルギーの方への対応などはどう考えているのか。(8章5節とも関連) (部局回答) ペットの避難数については想定していません。避難者に動物アレルギーの方がいる場合が想定されるため、ペットについては避難所マニュアルでは同行避難を原則としています。	よこすか 未来会議	17	②運用改善
		市外での避難者の受け入れ要請 (回答作成) 危機管理課	現状どれくらいの地域と広域連携を結び、また、人数の確保をしているのか。 (部局回答) 広域連携(避難)については、県主導で行われますが、神奈川県内の市町村と協定を結んでいるほか、全国中核市と協定を締結しています。 なお、参考数値とはなりますが、神奈川県内で避難所(学校を含む。)は施設数1,471施設1,941,968人、長期避難住宅は71,911戸230,269人、福祉避難所は114施設4,653人となっています。(令和5年度神奈川県調査)	自由 民主党	18	
第5節	P109	震災時における要配慮者避難対策の基本方針 (回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	横須賀市災害時要援護者支援プランの現状と課題について確認 (部局回答) 対象者数は21,409人、登録者数は9,830人で登録率は45.92%となっています。(令和5年10月1日時点)被災した場合に自主防災組織(町内会・自治会)・民生委員児童委員・消防団・避難所支援班が連携し安否確認や避難所までの支援ができるかが課題であるため、避難所運営委員会で避難所訓練でも要援護者についての訓練を取り入れてもらうよう働きかけをしています。	自由 民主党	19	
		高齢者と障害者の避難支援① (回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	要援助者支援プランの名簿の人数は現在何人になっているか知りたい。 (部局回答) 9,830人です。	日本 維新の会	20	

	高齢者と障害者の避難支援② (回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、障害福祉課、福祉総務課	要援助者支援プランの名簿に記載があるものの避難完了はどの様に確認する手順になっているのか？名簿との突合はどの段階でおこなうのか？また避難を拒否した場合の継続確認は誰の役割で行うことになっているのか聞きたい。 (部局回答) 自主防災組織(町内会・自治会)・民生委員児童委員で安否確認をし、避難所に避難したいが一人では避難できない方は消防団・避難所支援班が避難支援をします。在宅避難だが支援物資が必要な方は避難所支援班が支援物資を届けることになっております。 家屋倒壊などの危険があり避難すべき方が避難を拒否している場合は自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、避難所支援班が連携して確認します。	日本維新の会	21	
P109 ～110	一時福祉避難所の開設と運営等 (回答作成) 危機管理課	一時福祉避難所設置ガイドラインが各運営委員会で理解され、避難所運営マニュアルに反映されているのか。 (部局回答) 全ての避難所運営マニュアルに反映されており一次福祉避難所になるスペースも確保されています。避難所運営委員会や訓練時にもマニュアルを確認してもらっています。各避難所にもマニュアルを置いてあるため、始めてみた方でも理解できる内容になっています。	自由民主党	22	
	福祉避難所の利用者選定について (回答作成) 危機管理課 (協議) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	「一次福祉 避難所設置ガイドライン」に沿って利用者を判断するとあるが、誰が判断するのか。 (部局回答) 避難所に避難してきた方たちなどで避難所運営委員会が結成されその中の活動班の1つに救護・福祉班が編成され一次福祉避難所が開設されます。その救護・福祉班で判断します。	よこすか未来会議	23	
P110	二次福祉避難所の開設と運営等 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	障がい別の避難所とするとあるが、場所の選定は終わっているのか。 (部局回答) 二次福祉避難所については、高齢者や身体障害のある人など、要支援者の属性ごとに受け入れる施設の選定をしています。 令和6年度中に避難可能人数の精査を行ったうえで全市的な震災時の拠点の整理に合わせて受け入れ施設の拡充を含めて検討を進めてまいります。	自由民主党	24	

			三次福祉避難所の開設と運営等① (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	入所施設及び通所施設の協力状況はどうなっているか。 (部局回答) 三次福祉避難所として高齢者の緊急受入に関する協定書を締結している施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が20施設、介護老人保健施設が9施設です。 また、障害のある人の緊急受入に関する協定書を締結している施設は、入所施設が6施設、通所施設が8施設です。	自由民主党	25	②運用改善
			三次福祉避難所の開設と運営等② (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	福祉避難所を他市・他県へも一時受け入れを依頼する等の手順項目を付け加えることを検証してみてもどうか。 (部局回答) 他市・他県への一時受け入れについて、どのように位置づけていくか、令和6年度いっぱいにかけて、考えていきます。	日本維新の会	26 (検124)	②運用改善
			三次福祉避難所の開設と運営等③ (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 介護保険課、地域福祉課、障害福祉課	ほぼ寝たきりの高齢者を受け入れる場合のキャパシティはどの程度を想定しているのか？市内に介護度5の高齢者は1798名いるが既存の施設でどの程度受け入れ可能かを知りたい。 (部局回答) 三次福祉避難所として協定を締結している介護老人福祉施設及び介護老人保健施設におけるベッド数は延3,250床です。これに加え、緊急受入がどの程度可能かについては、令和6年度いっぱいにかけて、各施設の団体との話し合いを深め、検討を進めていきます。	日本維新の会	27	②運用改善
	第6節	P111	帰宅困難者への対応 (回答作成) 危機管理課	帰宅困難者解消のための総合的な対策とはマニュアル化されているのか。 (部局回答) 帰宅困難者対策については職員用のマニュアルはあります。一時滞在施設は早期に閉鎖できることが望ましいため、帰宅するための支援については、神奈川県との調整を含め、公共交通機関の状況により判断します。	自由民主党	28	
	第6章	第3節	P114 救助事象の把握 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 広報課	過去の震災においてSNSへの救助要請書き込みが相次ぎ、実際に真なる情報であった事例もあったことから、救助事象の把握の覚知方法には、SNSも常時監視して追加すべきではないか。 (部局回答) SNSは身近な情報発信手段であり、タイムリーに情報収集ができることから、救助事象を覚知するための手段として例示する。新たに導入した災害監視カメラも同様。	よこすか未来会議	29 (検128)	①計画改定

第7章	第2節	P116	医療救護活動の実施	地域医療救護所の考え方と設置場所	自由民主党	30	②運用改善
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所企画課健康危機管理担当課	(部局回答) 災害時の一次救急を担うことで、病院に軽傷・中傷等の患者が集中することを軽減し、災害下での限られた医療資源を効率よく活用する目的に、震度6弱以上の震災時に開設します。 設置場所は市内11か所を予定しています。 ・北図書館 ・ウェルシティ市民プラザ ・文化会館 ・救急医療センター ・はまゆう会館 ・浦賀コミュニティセンター分館 ・横須賀総合高校 ・北下浦市民プラザ ・武山市民プラザ ・長井コミュニティセンター ・大楠中学校			
第8章	第3節	P119	保健活動の実施	保健活動の概要の内、「〇長期的な視点による被災者の心のケアへの対応」とあるが どの程度の期間を長期的と想定しているのか伺いたい。	日本維新の会	31	
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 地域健康課	(部局回答) 災害による心理的影響は、時間の経過とともに様々な症状が予想されますので、震災時避難所における生活のみならず、地域での生活再建後も含めた長期的な視点で、被災者の心のケアに対応することとしています。期間としては、個々の状況に応じた支援を継続していきますが、生活再建後にPTSD（心的外傷ストレス症候群）を発症をされる方や、不安を訴える方も多くいらっしゃることから、その場合には年単位での支援の継続が必要になるものと思われます。			
	第4節	P120 ～121	防疫対策①	計画を検討中のままだが進捗状況はどうか。	自由民主党	32	
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所生活衛生課	(部局回答) 防疫対策として、災害地の有害昆虫などの駆除を実施するため、薬剤の備蓄および器具を整備しております。			
			防疫対策②	震災時における感染症患者収容施設は「市立市民病院 感染症病床6床」となっているが、これで足りるのか。増やす必要が出た際の対応はあるのか。	日本共産党	33	
			(回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所保健予防課	(部局回答) 「市立市民病院 感染症病床6床」とは、神奈川県が、平時から二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる「第二種感染症指定医療機関」として指定した病院・病床を記載したものです。新型コロナウイルスのような感染症が流行した際は、感染症予防計画に基づき協定を締結した市内の病院に入院することになります。			

第5節	P121 ～122	ペット対策① (回答作成) 危機管理課	ペット対策の具体的な対応はどうなっているか。	自由 民主党	34	
			(部局回答) 震災時避難所では不特定多数の避難者が存在して、ペット避難の管理が難しいことから同行避難を原則とし、震災時避難所のスペースに余裕があるときは同伴避難について避難所運営委員会と協議します。 ペット同伴避難については、別途、他の施設で設置可能であるか検討します。			
		ペット対策② (回答作成) 危機管理課	ここで聞くのが適切かわからないが、飼い主は基本ケージ訓練等を日常的に行ない、同行避難時または避難後にケージを自ら搬入することになっていたと思うが、それらの啓発等の記載がない。その点はどのようにお考えか。	よこすか 未来会議	35	②運用改善
			(部局回答) ペット避難については、飼い主の日ごろの取り組みが重要であることから、ペット避難のガイドラインを今年度中に危機管理課で作成し、啓発することとします。			
		ペット対策③ (回答作成) 危機管理課	先日の四国犬の逸走事故で見られるように、避難者が極めて凶暴なペットを持ち込んだ場合、他の避難者への危険回避として取捨選択をせざるを得ないケースも考えられる。その際の指示権限は明確化されているか。	無会派	36	
			(部局回答) 各避難所で結成される避難所運営委員会で判断することになります。			
第9章	第1節	P123	生活関連物資等 (回答作成) 危機管理課	公明党	37	
			(部局回答) 東日本大震災の際、ガソリン不足が課題となっていたが、実際、米軍からガソリンの提供申し出があったが、各ガソリンスタンドへの輸送方法が決まっていなかった。 米軍提供の申し出があった場合の、ガソリンスタンドへの輸送体制を確認したい。 東日本大震災のときには、石油業者のローリーを活用して下水処理センターへ重油を提供していただきました。 当該事案では無償で提供されているため、消防署の専用の給油所などには提供可能と考えますが、民間のガソリンスタンドに提供することは難しいと考えています。			
	第2節	P124	炊き出し用燃料の調達について (回答作成) 危機管理課	無会派	38	
			(部局回答) 避難所における炊き出し用ガス管の整備については今年度実施される予定であるが、それに伴って変更される運用について更新されるか。また、倒壊等によりガス管を修理する必要がある場合は、引き続き協定による調達が可能か。 LPガス災害対応ユニットの整備後は、LPガス協会との協定による調達と両輪の対策となるため、記載については変更します。なお、学校のプロパンについては、プロパン設置場所から直近に災害対応ユニットが接続されることから建物倒壊リスクは少ないと考えますが、被害を受け使用が不能の場合は、協定業者によりプロパンから直接ユニットへの接続作業を行ってもらうこととし対応します。			

			食料の配給①	食事に配慮すべき人たちへの考え方（アレルギー、ハラール、ベジタリアン等）	自由 民主党	39	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 食することで、身体的な影響が発生する可能性のあるアレルギー対策食品等は考慮しますが、ハラールやベジタリアン等は、市内の協定事業者により調達することを考えています。			
			食料の配給②	離乳食や刻み食、ミキサー食など、通常の食事形態で食べることが難しい方々への食料支援はどのように検討されているのか。また、市内に通常の食事形態が難しい人たちがどの程度いるか把握しているのか。	よこすか 未来会議	40	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) アルファ化米については、水を多くすることで、柔らかくしたり、別容器で雑炊のように調理することは可能です。 離乳食などの特定の人がある食する物品は、市内の協定事業者により調達することを考えています。なお、市内の通常食を食することが難しい人の人数は把握していません。			
	第4節	P126	救援物資の 受入れ	物資の振り分け、管理、配分はどのようにするのか。人員は確保できるのか。	自由 民主党	41	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 物資の管理をする職員については、市外在住者を中心に配置しています。なお、状況によっては他県の応援職員に依頼することを考えています。			
第10章	第2節	P127 ～128	応急給水等の 実施	高層マンション等への給水方法についてどう考えているか。	自由 民主党	42	
			(回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	(部局回答) 高層マンションに居住の皆さまについては、一般の皆さまと同様に、応急給水拠点で給水を行います。 なお、配水管の復旧後、マンション内の受水槽等の設備損傷により各戸への給水ができない場合、ほとんどの高層マンションは敷地内に配水管から直接給水している散水栓等が整備されているため、その設備に損傷がなければ、散水栓等から給水することができます。			
第11章	第2節	P129	行方不明者・ 遺体の搜索活動	行方不明者の情報の取り扱いはどうなっているか。 また、搜索期限等は設けられるのか。	自由 民主党	43	
			(回答作成) 危機管理課 (協議) 消防局 (担当課名) 警防課	(部局回答) 行方不明者は被害の大きかった地域を中心として、避難所等で確認できない当該地域の居住者情報から推測し、県と調整のうえ公表することとなります。 搜索の期限はなく、被害の状況により判断されます。			

第3節	P131	行旅死亡人としての処理 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 生活福祉課、生活支援課	外国人の身元不明遺体については領事館に通報するとあるが、すべての領事館に通報し該当者がいるかの判断をするということか。	自由民主党	44	
			(部局回答) 外国人であっても身元不明であれば、行旅死亡人として取り扱うことに変わりはありません。なお、身元不明で国籍のみ判明することは考えにくいため、計画文中の「なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する」という表現は削除することを検討します。			
第4節	P132	遺体の火葬・埋葬 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 生活福祉課、生活支援課	「埋葬の実施 福祉こども対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。」とある。 火葬せず埋葬できる根拠法はあるのか。衛生上問題はないのか。	日本共産党	45	
			(部局回答) 「墓地、埋葬等に関する法律」では、遺体を土中に葬る「埋葬」と焼骨を土中に葬る「埋蔵」を区分して規定しており、火葬しないで埋葬を行うこと自体は法で規制されていません。 なお、132ページの該当箇所は、第2部第6章第4節「遺体処理体制の整備」の51ページ「4 仮埋葬に備えた事前準備」に対応する箇所であるため「埋葬」という表現を「仮埋葬」に改めることを検討します。 また、「応急措置として」と記載がある通り、仮埋葬は公衆衛生の観点等から遺体をそのまま長期間安置することができない場合にのみ緊急的に行うものであるため「埋葬の方が衛生上の支障が少ない」という場合に行うことになると考えています。			
第12章	第2節	P135 ふ頭周辺海域の障害物除去 (回答作成) 港湾部 (担当課名) 港湾企画課	ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼するとあるが、協定事業者に依頼するということか。	自由民主党	46	
			(部局回答) 横須賀市では清掃船等の船舶を保有していないため、海域の障害物の除去が必要な場合は、協定事業者を中心に依頼することになります。 なお、港湾は国土交通省や他の港湾管理者等と連携した体制が組まれているため、その中で、横須賀港の海域の障害物除去が必要（優先）と判断されれば、国等が保有する清掃船等に協力してもらいます。			
第4節	P137	危険状態にある道路の通行禁止及び制限 (回答作成) 建設部 (担当課名) 道路維持課	交通が危険であると認められる場所は、区間を定めて道路の通行を禁止または制限するとあるが、その道路が避難、給水などに必要な道路の場合はどのような対策を考えているのか。	自由民主党	47	
			(部局回答) 被災者の避難やP134記載の緊急輸送のため、緊急交通路及び緊急輸送道路の道路啓開作業を最優先に実施します。緊急交通路及び緊急輸送路以外の道路については、う回路の有無などを考慮し、順次、道路啓開作業を行ってまいります。			

第14章	第2節	P141	一般廃棄物 (し尿を除く生活 ごみ等)の処理① (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課	収集方法等 発生後4日から、平常時のごみ集積所において燃せるごみの収集を行うとなっているが、 直営で行うのか、委託先事業者で行うのか運営体制を確認したい。	公明党	48	
				(部局回答) 発生後4日から、平常時の収集体制同様に直営及び委託業者で、市内4地区に分けてごみ集積所に排出された燃せるごみ(生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品)の収集を行います。また、各収集担当区域に設置された震災時避難所(69か所)から排出される燃せるごみの収集も併せて行います。			
			一般廃棄物 (し尿を除く生活 ごみ等)の処理② (回答作成) 環境部 (担当課名) 環境政策課	仮置き場の確保 仮置き場は公共空地利用予定等を参考に選定・確保とあるが、何か所くらいを 考えているのか。また、地域によっては公共空地までの輸送等も難しい場所も 出てくると思うが、そもそもの仮置き場の考え方を確認したい。	自由 民主党	49	②運用改善
				(部局回答) 現在の計画上では、仮置き場は5か所です。 この仮置き場だけでは、不足しているため、横須賀ごみ処理施設"エコミル"周辺を含め増設を検討 しています。 仮置き場については、過去の災害廃棄物処理の教訓から、仮置き場での役割が重要と考えています。 このため、今年度中に仮置き場の役割、地域性等を整理し、計画を見直しします。			
	第3節	P142	一般廃棄物 (し尿に限る) の処理 (回答作成) 危機管理課 (協議) 上下水道局 (担当課名) 計画課	仮設トイレの設置にマンホールトイレの設置も含まれているのか。	自由 民主党	50	
				(部局回答) 避難所のマンホールトイレを含みます。なお、マンホールトイレについては下水管が被害を受けてい ないことが確認されてからの使用となるので上下水道局と調整のうえ設置する必要があります。			
	第3節	P142	適正処理の推進 (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課	搬入許可書の発行など現実と乖離する点もあるが、どのような課題があるのか。	自由 民主党	51	
				(部局回答) 搬入許可証は、倒壊家屋の解体・撤去等で発生する災害廃棄物(がれき)を仮置き場に搬入する解体 業者等に発行するもので、仮置き場を適正に管理するため必要なものと考えています。 また、課題として、公費解体の受付体制(予約制の導入)や仮置き場管理に係る人員体制の構築が考 えられます。			

第15章	第3節	P143	放射性物質等災害 の応急対策	「放射性物質等災害応急対策」には「地震の発生に伴う放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び放射性物質等取扱事業者は、状況に応じた防災体制を整える。」とあるが、この事業者は「GNF-J」のことか。どのように防災体制を整えているのか。「米海軍」は含まれるのか。含まれるのであればどのように防災体制を整えているのか。含まれていないのであれば、どのようにカバーされているのか。	日本 共産党	52	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 143ページに記載の「放射性物質等取扱事業者」は、原子力災害対策特別措置法が適用になる原子力事業者「GNF-J」のことをさします。 防災体制については、万が一の事態に備えるため、情報連絡体制の整備、オフサイトセンター運営訓練の実施や地域住民との避難訓練などを行っています。 「原子力艦船」については、国が策定する「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」や「在日米海軍との防災協定」に基づき、国や在日米海軍と協力して防災対策を行います。 万が一の事態に備えるため、米海軍、国など関係機関との連絡体制の確立や、災害発生時に連携できるよう、毎年、日米合同原子力防災訓練を行っています。 「GNF-J」および「原子力艦船」については、防災基本計画や県地域防災計画など上位計画との整合を図りながら災害に備えた体制の整備を行っています。			
第17章	第3節	P150	公共の空地、 施設の有効利用①	空地等の選定について総合調整を行うとあるが、使用用途の需要度・優先順序は決めてあるのか。また、周知はするのか。	自由 民主党	53	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 公共空地については、災害の態様や発災からの時期により変化していきます。人命に関する活用を第1優先として優先順位を総合調整していきます。 初動期に活用されるのは、広域避難地や緊急消防援助隊終結拠点などです。			
		P150	公共の空地、 施設の有効利用②	公共の空地の現状を確認したい。	日本 共産党	54	②運用改善
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 別添資料			

第18章	第1節	P151	ライフラインの利用可否、復旧見込みに関する情報収集について (回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	1戸につき1水栓を努力目標としているが、蛇口までの通水の如何に関わらずメーターまでの通水で復旧扱いとするのか。市民がいつまでも利用できない状態であることを把握する手段はあるか。 (部局回答) 上下水道局では水道メーターまでの応急復旧を行い、完了した時点で「復旧完了」として取り扱います。 水道メーターから先の給水管については、お客様で対応することになるため、その復旧状況を上下水道局で正確に把握することは困難です。 『仮復旧は、1戸につき1給水栓を確保するように進める』という記載は、上下水道局で実施するという誤解が生じるため、削除します。	無会派	55	
			応援の要請 (回答作成) 上下水道局 (担当課名) 計画課	日本水道協会神奈川県支部や協定を締結している事業者への応援要請とあるが、そもそも応援要請は神奈川県に依頼し各都道府県などの応援を要請するものなのか。 (部局回答) 応援の要請については、窓口である日本水道協会神奈川県支部（川崎市）に応援を要請し、日本水道協会経由で、各自治体へ応援要請をします。 また、協定を締結している事業者には、上下水道局から直接応援を依頼します。			
	第5節	P155	通信サービスの応急対策 (回答作成) 危機管理課	スターリンクについては、県が横須賀・三浦地域として5台を県政総合センターに配備するとしている。また、本市が独自に導入した場合、維持費が相当額かかる。 費用対効果を確認したい。 (部局回答) 大規模災害時、総合対策本部での情報収集は非常に重要なものになるため、衛星によるインターネットワーク回線の確保は、必要と考えています。現在、費用対効果を高めるために通信業者と料金プランの調整を進めているところです。	公明党	57 (検137)	
			応援・派遣要請にかかる基本方針 (回答作成) 危機管理課 (協議) 消防局 (担当課名) 警防課	これまで、本市として応援要請をした実績はあるのか。 (部局回答) 東日本大震災時には協定に基づき、米海軍基地から重油の提供を受けた実績はあります。 なお、日ごろの消防活動においては、県下消防相互応援協定に基づき、海や山での遭難事案において、横浜市や川崎市への航空機や消防艇の応援要請を行っているほか、市境の火災では、隣接市町からの消防隊の応援を受けています。また、海での遭難事案では、通報受信後ただちに海上保安部に連絡し、連携した救助活動を行っています。			
第20章	第1節	P160			日本共産党	58	

第2節	P160	自衛隊・緊急消防 援助隊の派遣要請 (回答作成) 危機管理課	自衛隊災害派遣部隊の派遣について、要請先が県知事もしくは部隊の長となっているが、同章第4節の派遣要請では、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害状況などを通知するとなっている。これは要請と同意の意味か。 (部局回答) 通信断絶等の場合に県知事に要請できないときは、部隊の長に被害状況を通知することを想定しているものです。なお、災害対策基本法第68条の2第3項により速やかにその旨を県知事に通知しなければなりません。 要請と同意ではなく、出動準備のための事前の情報提供です。	公明党	59	
	P161	その他協定等に 基づく応援要請 (回答作成) 危機管理課	災害緊急協力事業者等とは災害協定を結んでいる事業者を含んでいるのか。 (部局回答) 災害緊急協力事業者には協定事業者登録団体も含まれます。	自由 民主党	60	
第4節	P164	自衛隊の派遣要請 (回答作成) 危機管理課	自衛隊派遣部隊の受け入れ体制の連絡員の派遣については、市長が自衛隊に対し派遣を求めとなっている。自衛隊の派遣要請は県知事に行い、連絡員は別途、市が行うという理解でよいのか。 (部局回答) 連絡員の派遣は市の職員が行うこととしていますが、過去の災害事案では、自衛隊、警察、消防については、災害派遣が決まった時点でリエゾンとしての対応職員が災害対応隊とは別に派遣されています。	公明党	61	
		経費の負担 (回答作成) 危機管理課	部隊の活動拠点に関する経費を負担するようになっているが、市内にある自衛隊施設内を拠点とする場合は想定しているのか、その場合の土地、建物の使用料の費用負担はあるのか。 (部局回答) 地域防災計画の構成として自衛隊の派遣について、被災地の自治体経費を負担することとしていますが、実績としては熊本地震では負担を求められていないことを確認しています。	公明党	62	

第22章	第2節	P167	災害時ボランティアセンターの設置①	災害時ボランティアセンターの設置は、発災後どの程度の時間での設置をイメージしているのか。全市の情報を把握し、ボランティアのマッチングをすることが可能な体制になっているのか。	よこすか 未来会議	63	
			(回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 福祉総務課	(部局回答) 災害時ボランティアセンター（以下「ＳＶＣ」という。）は災害対策本部の要請を受けて、横須賀市社会福祉協議会が総合福祉会館に設置するもので、災害対策本部は収集した被災情報等に基づき、ボランティアの受け入れ及び活動支援の必要性を判断し、設置の可否を決定します。 そのため、被災状況やインフラの復旧状況等により設置時期は異なりますが、概ね被災後3日から1週間程度で設置することを想定しています。 また、人員体制について、ＳＶＣの運営は主に横須賀市社会福祉協議会、市福祉子ども対策部や横須賀災害ボランティアネットワークが行いますが、必要に応じて神奈川県災害救援ボランティア支援センター（神奈川県、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会、かながわ災害ボランティアネットワークの4者により設置・運営）をとおして非被災地社会福祉協議会、ＮＰＯなどからの支援を受け、人材を確保します。 さらに、令和5年度からボランティアの（事前）登録から受付、ボランティアニーズの管理、マッチング、資機材管理、ボランティアの帰着報告受付までの一連の対応のＩＣＴ化を図るため、ＳＶＣ運営支援システムを導入しました。これにより、ボランティア活動以外の事務にかかる時間が短縮されることとなり、ボランティア活動者だけでなく、ＳＶＣの運営スタッフの負担軽減も図られています。			
			災害時ボランティアセンターの設置②	市外からの民間福祉支援者の管理、派遣指示については社会福祉協議会が一括管理をすると思われるが専門性が高い要支援者への派遣の判断はより専門性を問われると思われるがその辺りの想定はどうなっているか知りたい。	日本 維新の会	64	
			(回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 福祉総務課	(部局回答) 横須賀市社会福祉協議会が設置する災害時ボランティアセンターは一般ボランティアの需給調整等を行う役割であり、専門ボランティアについては、市災害対策本部の各所管部局が調整を行います。			
第23章	第1節	P169	被災建築物及び土地の危険度判定にかかる基本方針	危険度判定を迅速に実施するとあるが、土地家屋調査士などの判定できる団体と協定は結ばれているのか。	自由 民主党	65	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 建築指導課	(部局回答) 建物の応急危険度判定に関しては、震災時に建築物の応急危険度判定を円滑に行えるよう、一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会ほかの組織で構成される「神奈川県建築会議」と神奈川県及び県内市町村で組織する「神奈川県建築物震後対策推進協議会」で協定を締結しています。 宅地の危険度判定については、他自治体からの応援も含め行政職員を中心に実施するため、民間組織と協定は締結していません。			

第24章	第5節	P174	応急仮設住宅の建設	災害救助法が適用されない場合の関係機関などとは何を指すのか。 市に移譲されなかった場合、市の行う責務は何なのか。	自由民主党	66	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	(部局回答) 災害救助法が適用されない場合も、被災者への住宅提供を行うことが市の責務であると考えますので、同法に準じて本計画に基づき県や関係部局と連携を図っていきます。			
		P175	その他の応急住宅の確保	民間賃貸住宅の借り上げや公営住宅により確保される応急住宅は当然応急危険度判定が済んだものと考えよろしいか。	自由民主党	67	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	(部局回答) ご指摘のとおりです。応急危険度判定について市営住宅課が都市部内で連携を図ります。			
		P176	災害救助法適用の際の住宅の応急修理等	被災住宅の応急修理、生活障害物の除去の申請は、紙の申請のみか、電子申請化を考慮されているか。	公明党	68	
			(回答作成) 都市部 (担当課名) 建築計画課	(部局回答) 公費支出の審査が必要であり窓口での受付としていますが、市民サービスの向上の点から、電子申請についても継続して検討していきます。			
第26章	第2節	P181	津波警報等の収集・伝達	津波対策に米海軍との連絡調整、情報共有はどのように行っているのか。	日本共産党	69	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 津波警報の情報取得は米海軍基地独自の対策となるため、市から情報を提供することは考えていません。なお、米海軍基地では津波情報を取得したときは、防災行政無線のようなジャイアントボイスという装置で伝達するほか、基地内の専用メールにより、一斉に伝達される仕組みとなっています。なお、被災後の相互の情報共有は協定に基づき実施されます。			
	第3節	P185	津波からの避難	表示板の整備状況はどうなっているか。	自由民主党	70	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 海拔表示を示した案内板が海岸付近に30本設置されています。その他に避難場所を示した周辺施設案内図が29本ありますが、その案内板に津波の際には高台に避難するように表示を付け足し始めている状況です。			

第4部 復旧・復興計画

章	節	ページ	確認すべき項目	確認すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第1章	第1節	P187	計画性を持った 推進 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	「検討し、事業の優先順位を定める」とあるが重要施設とその順位とは どのような施設順を指すのか伺いたい。 (部局回答) 災害により、インフラや公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関等に甚 大な被害が生じ、市民の生活や企業活動、行政活動等にも大きな支障をきたす恐れがあります。 個別具体的に復旧する施設の順位を決めるのではなく、まずは市役所などの復興支援の拠点となる公共 施設や、社会的弱者（障害のある方やご病気をお持ちの方など）を支援する福祉施設、病院をはじ め、最低限の市民生活を送るために必要な上下水道等の生活インフラが最優先となると考えています (なお、電気やガスなどの復旧については、並行して関係事業者と連携して進めていきます)。ま た、人や物の輸送に必要な道路や港湾についても優先度を高くしていく想定です。	日本 維新の会	71	
			市民との協働 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	意見聴取・住民説明とあるが、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように・ どれくらい行うのか伺いたい。 (部局回答) 計画の策定期間は6か月を目安と考えています。 地域によって、被災の程度、範囲、また産業など特性が異なりますので、その状況にあわせて、時期 や場所などは設定していきます。	日本 維新の会	72	
	第2節	P187	激甚災害の 指定 (回答作成) 危機管理課	県との連携は具体的にどのように行うのか。事前に打ち合わせ等はしっかり 行われているのか。確認したい。 (部局回答) 激甚災害の指定は、復旧費用がその自治体の財政力の一定割合を超えるかどうかで、機械的に決まり ます。そのため、災害発生後速やかに市町村・都道府県が被害状況の調査をし国へ報告することが必 要となります。	日本 共産党	73	
			震災・復旧復興 事業の推進 (回答作成) 危機管理課	(言葉の定義) 第4部全体に渡って記されている「応急」「復旧」「復興」という言葉の 明確な定義を確認したい。地域防災計画の中のどこかに記されているのか確認したい。 (部局回答) 「応急」とは、緊急に被害の発生を防ぎそれを最小限にとどめるための処置のこと。 「復旧」とは、被害や障害を修復して従前の状態や機能を回復することであり、「復興」とは、単に 従前の状況に復旧するのではなく、長期的展望に基づき、市街地構造や住宅形態、社会経済を含めた 地域の総合的な構造を抜本的に見直し、新しい市街地や地域の創出を目指すことをいいます。 広く一般的に使われている言葉のため特段の記載はありません。	日本 共産党	74	①計画改定

第2節	P188	公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助 (回答作成) 財務部 (担当課名) 財務課	具体的にはどのような財政援助があるのか、具体例を伺いたい。 (部局回答) ・道路、河川、公立学校、公営住宅、福祉施設などを復旧するにあたり、激甚災害に指定されることにより通常よりも国庫補助率が嵩上げされ、実質の市負担は少なくなります。 ・例えば道路、河川では、事業費に対して国庫補助率50%のところ、83%になります。	日本 維新の会	75	
第4節	P190 (P193)	震災復興の推進 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	震災復興推進会議は被災後1週間を目安として設置とあり、震災復興計画(案)は震災後6カ月を目標に策定とある。整合性があるのか。そもそも震災復興推進会議を震災後1週間を目安に設置というのは早急ではないか。まずは復旧ではないか。考え方を確認したい。 (部局回答) 早期の復旧が重要であることはご指摘のとおりです。 会議の設置は、応急対策の見通しが立ち、初期の混乱が収束した段階で立ち上げるもので、1週間を目安に立ち上げ、6カ月を目標に計画を策定するということについては、整合性があると考えています。 この震災復興推進会議は、中長期的な方針や事業の優先度を調整する役割を担うもので、いち早く、震災後の復旧を目指すうえで、1週間を目安に立ち上げることは、妥当だと考えています。 ただ、応急対策については、会議立ち上げ後も、並行して進めていくものと考えています。	日本 共産党	76	
	P190	復興体制の確立 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	4 震災復興推進体制の構築(他機関への応援要請等)とは具体的にどのような期間があるのか代表的なものを伺いたい。 (部局回答) 計画にある国や県をはじめ、電気・ガス等の生活インフラ事業者や、事業者と連携の深い商工会議所や農協・漁協といった経済団体、建築や土木関係事業者・団体などを想定しています。	日本 維新の会	77	
		・復興基本計画の 策定 ・分野別復興計画 等の策定及び 事業推進 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	両項目における「意見聴取」とは、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように・どれくらい行うのか伺いたい。 (部局回答) (質問72と同様) 計画の策定期間は6か月を目安と考えています。 地域によって、被災の程度、範囲、また産業など特性が異なりますので、その状況にあわせて、時期や場所などは設定していきます。			
				日本 維新の会	78	

	第5節	P191	復旧・復興事業 推進のための 調査・把握項目 (回答作成) 経済部 (担当課名) 経済企画課	調査項目に、復興における市民生活の再開に必要な小売店（スーパー、コンビニ等）の 状況把握が必要なのではないか。	公明党	79	
				(部局回答) 現調査項目中「事業者の物的被害状況」の事業者には小売店も含んでいます。			
				なお、災害発生時、経済対策部では、商工会議所と協力して、小売店も含む中小企業・小規模事業者 の被害状況の把握に努め、神奈川県に報告することとなっています。			
			被災者等に関する 調査 (回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 障害福祉課、介護保 険課	「〇要配慮者に関する福祉需要調査」とは、いつ・どこで・だれが・だれに・どのように ・どれくらい行うのか伺いたい。	日本 維新の会	80	
				(部局回答) 災害の規模や被害状況に応じて、調査対象や方法は変わるものと考えますので、状況に応じて適切な 調査を行いたいと考えています。			
第2章	第2節	P193	震災復興基本計画の 策定について① (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	計画案の策定は様々な観点が必要かと思うが、策定メンバーを確認したい。	よこすか 未来会議	81	
				(部局回答) ご指摘のようにさまざまな分野の方々のご意見が必要なことから、基本計画の策定時と同様に考えて います。都市計画、医療、福祉、経済、教育など多岐にわたる団体・知見にある方々を中心に構成し たいと考えています。			
			震災復興基本計画の 策定について② (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	被災市民が復興への意欲を持ち共感を持てるようなビジョンを明確にする、とあるが、 具体的にどのようなビジョンか。（過大な絵を描くことならないかという懸念）	よこすか 未来会議	82	
				(部局回答) 復興という意味で言えば、市民の方々が前向きな気持ち、希望を持てるような未来に向けたビジョン を示したいと考えています。しかし、共感を持っていただくため、被災した市民にとって、喫緊の課 題は生活の再建であることから、現実的な視点も入れていかなければならないと考えています。			

	第2節 (第3節)	P193 ・ 194	「震災復興基本計画の策定」と「分野別復興計画の策定」の意見聴取の相違について (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 都市戦略課	意見聴取について「1 震災復興基本計画の策定」では「市民、関係機関、関係団体等の意見を聞きつつ」となっているのに対し、「2 分野別復興計画の策定」では「市民、関係機関、関係団体等からの意見を聴取した後に」となっている理由 (部局回答) 震災復興基本計画は、総合計画と同様にさまざまなご意見を聞きながら、市民の皆さまと一緒に策定していくものであるため「意見を聞きつつ」という表現となっています。 一方、分野別計画については、市民の皆さまの意見を聴取した内容をもとに、具体的な事業立案し、計画策定することを想定しているため「意見を聴取した後」としています。	公明党	83	
	第2節	P194	震災復興基本計画の公表 (回答作成) 経営企画部 (担当課名) 広報課	復興施策を具体的に公表するとあるが、SNS等の媒体も活用するのか。 (部局回答) 復興施策を広く知ってもらうには、あらゆる媒体で発信が必要があると考えているため、多くの人が活用しているSNSでも発信していきます。	公明党	84	
	第2節 (第4章 第1節) (第5章 第8節)	P194 ・ P198 ・ P205	「震災復興基本計画の公表」「都市復興方針の周知」及び、「復興関連情報の提供」方法の相違について (回答作成) 危機管理課	「3 震災復興基本計画の公表」では「新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報誌等」「2 都市復興方針の周知」では「広報紙、インターネット、マスメディア等」及び「1 復興関連情報の提供」では、「広報誌やチラシ、ホームページ、マスメディアなど」と相違する理由 (部局回答) 特段の理由はないため、表現を合わせて記載します。	公明党	85	
	第3章 第2節	P195	財源確保対策 (回答作成) 危機管理課	(修文) 最下段の「下表とおり」→「下表のとおり」と「の」を入れたほうが良いと思われる。 (部局回答) 変更します。	日本 共産党	86	
			自らの取り組みによる財源の確保 (回答作成) 財務部 (担当課名) 財務課	「他の事業の抑制等により」とは具体的にどのような事業が想定されているのか伺いたい。 (部局回答) ・復興や復旧に関する事業のほか、市民の生命・健康・福祉に影響する事業を優先とし、その他の事業については抑制することを想定しています。	日本 維新の会	87	

P196	社会福祉施設災害 復旧事業 （社会福祉等施設 災害復旧費等の 国庫補助について） （回答作成） 福祉こども部 （担当課名） 福祉施設課、子育て 支援課	同事業における社会福祉施設への補助がどのような内容でどの程度補助されるのか、 過去の事例での実績内容を参考に伺いたい。			
		（部局回答） 国が指定する種別の施設において、暴風、洪水、高潮、地震等により、被害を受けた施設の災害復旧 に関し、費用の一部を補助するものです。 1 施設本体の工事費等の補助 （１）補助額 補助対象経費の実支出額と総事業費を比較して低い額が補助額 （国に協議して承認を得た額） （２）補助率 3/4（国負担2/3、市負担1/3） 2 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の補助 （１）補助額 補助基準額（事業所種別ごとに定められており、1,612千円～3,675千円）と実支出額を 比較して低い額が補助額 （２）補助率 10/10（国負担10/10） 近年、厚生労働省所管の災害復旧費国庫補助金を活用した実績はありません。 令和元年９月の台風で被害を受けた保育園１施設について、年度内の補助金活用について検討した結 果、厚生労働省所管の災害復旧費国庫補助金及び防衛省所管の防衛省補助の協議申請を行いました。 協議を重ねた結果、防衛省補助の交付決定の見通しが立ち年度内の整備事業の開始が可能となったた め、災害復旧費国庫補助金の協議を取り下げて防衛費補助による整備事業を行いました。	日本 維新の会	88	

				以下、参考として、防衛省補助の実績を記載します。 ・事業所要額 385,000,000円 ・補助金額 104,310,000円 (災害復旧費国庫補助金を活用した場合：107,008,000円) ・補助率 定額：@1,098,000円×利用定員数95人 (災害復旧費国庫補助金を活用した場合：国1/2) ・補助内容 市民の生活環境の改善に資するための施設整備 (災害復旧費国庫補助金を活用した場合：設計及び工事費用)			
		P197	農林漁業災害支援 (回答作成) 経済部 (担当課名) 農水産業振興課	(修文) 本市で考えるならば「農林漁業」「農林水産」の「林」は削除する方がよいと思うがいかがか。(6章4節他にも記載あり) (部局回答) 本市には林業者がいないため、支援対象者から林業者を削除します。	日本共産党	89	
第4章	第1節	P198	市街地復興対策計画 (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課 (協議先) 危機管理課	震災復興基本計画(P190)と市街地復興対策計画(P198)相関関係はどのようなになっているのか。 (部局回答) 市街地復興対策計画は分野別の復興計画に該当するため、震災復興基本計画に即して作成されることとなります。	自由民主党	90	
			都市復興方針の策定① (回答作成) 危機管理課	「都市復興方針を、被災後2週間を目標に策定する」とある部分について、2週間を目標とした理由(根拠法令があるのかといった基本的な事項の有無等)と、過去の地域防災計画策定を巡る庁内および審議会での議論の経過を確認したい。 (※2週間、という期間の妥当性についての確認) (部局回答) 平成28年4月14日に震度7の地震が発生し、同月16日にも震度7の地震を観測した熊本市では、震災復興本部会議を平成28年5月9日に第1回目を開催し、震災復興基本方針(案)を審議の上、策定しています。その期間は約3週間であったため、目標としては妥当であると考えています。	よこすか未来会議	91	

			都市復興方針の策定② (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	都市復興方針「策定後」に、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備、という順序を意味しているのかを確認したい。 (部局回答) ご認識のとおりです。	よこすか 未来会議	92	
			復興の方向性を一時的な震災特需に過度に影響されないための工夫について (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	東日本大震災の復興の際は、結果的に市街地やグレイインフラが増加し、地域の自然環境が減少する状況が見られた。市民アンケートにより自然環境を最大の魅力ととらえられている本市において、罹災後2週間で都市復興方針を策定するのであれば、民官共に一時的に開発意欲と再被災忌避感が高まっている社会心理になっているであろうことが想像できるが、その際のバランスはどう保とうとされているか。 (部局回答) 自然環境の保持は重要なことと考えます。 被災直後は、安全性の担保と生活環境の確保が優先されると考えますので、住宅地周辺の防災工事等により自然環境が減少することはあると思いますが、過度の開発については抑制していきます。	無会派	93	
	第3節	P198	復興整備条例の検討及び制定 (回答作成) 都市部 (担当課名) 都市計画課	「事前に検討」「被災後1カ月を目安」とあるが、タイムスケジュールとして、誰が、どの基準で決めるのか過去の事例を例に他都市での実行事例を伺いたい。 (部局回答) 東京都の区域内においては、都が、区市町村に対する事前復興の取組の指針として、平成27年に事前復興の手引きを作成しており、震災復興関連条例を作成した自治体もあります。 この条例は、復興重点地区等の復興対象地区の指定を規定することとなっていることから、災害状況がある程度把握できた上で議案を作成することとなるため、「被災後1カ月を目安」としています。	日本 維新の会	94	
第5章	第1節	P201	持ち家の再建支援 自力再建の促進① (回答作成) 危機管理課	相談窓口を各行政センター等に配置するとあるが、今現在の行政センターのスタッフで行うのか、あるいは他の部署からの増員などは考えているのか。 (部局回答) 基本的には行政センター職員で配置し、災害の規模などによっては他部署からの応援や、被災地支援の他自治体の職員の増員を要請します。	公明党	95	
			持ち家の再建支援 自力再建の促進② (回答作成) 危機管理課	市街に避難されている方について、相談窓口を行政センターのみに限定するのではなく、第8節の電話での相談体制でも同等の支援内容とし、被災を契機とした転出が増加しないための対策をとることは想定されているか。 (部局回答) 被災者支援情報については、市外に避難されている方を含め、相談窓口設置のほか、広報誌やチラシ、ホームページ、マスメディア、SNSなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報を迅速かつ的確に提供します。 なお、災害救助法が適用される災害が発生した場合は、支援が多岐にわたることから、平時から案内できるよう横須賀市のホームページを今年度中に整備します。	無会派	96	

災害公営住宅の整備 (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	災害公営住宅の整備を検討するとあるが、今現在何世帯まで入居可能な状況か。 (部局回答) 災害公営住宅は、応急対策の見通しが立ち、発災初期の混乱が収束した段階において、恒久住宅がどの程度不足しているのかを把握したうえで復興計画に盛り込み新たに建設するため、今現在の入居可能世帯数は未定です。	公明党	97	
民間賃貸住宅への入居支援① (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	4 民間賃貸住宅への入居支援で、まず市が提供する民間賃貸住宅の空き状況はどのようになるのか。また、県が提供する民間賃貸住宅の入居促進はどのように行うのか。さらに、民間家賃負担を軽減する制度を検討するとなっているが、すでに検討しているのか、それとも発災後に検討するのか。 (部局回答) 民間賃貸住宅の空き家情報は、神奈川県が公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、協会の会員から提供された空き家情報を取りまとめたものを、震災時避難所や行政センター等でタイムリーに情報提供を行うことで入居促進を進めていきます。 また、民間賃貸住宅の家賃負担の軽減については、激甚法による特別の財政援助及び助成等に係る神奈川県が行う調査の過程で検討・要望します。	自由民主党	98	
民間賃貸住宅への入居支援② (回答作成) 都市部 (担当課名) 市営住宅課	民間賃貸住宅の家賃負担を軽減する制度の検討状況について (部局回答) 激甚法による特別の財政援助及び助成等に係る神奈川県が行う調査の過程で検討・要望します。	公明党	99	
家屋等の解体の実施① (回答作成) 環境部 (担当課名) 環境保全課	家屋の解体の際のアスベストの扱いについてどのような方針を持っているのか。 また、何が課題との認識か、確認したい。 (部局回答) 地震発生時における家屋の解体の際のアスベストの扱いについては、環境省から出された「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」に沿って対応する方針です。 課題としては、アスベストの飛散防止のために水が必要となりますが、水道が復旧するまで散水に必要な水の確保が難しいことです。 また、分析による調査は難しいため、アスベストが入っている想定「みなし」で解体を行うことが多くなると想定されますが、「手ばらし」で行う作業が多くなることから、解体に時間がかかることも課題と考えます。	日本共産党	100	

		家屋等の解体の実施② (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課	過去の事例から、調査対象の家屋において何%程度が国の災害廃棄物処理事業の対象となり助けられたのか実行事例を参考に伺いたい。 (部局回答) 平成23年東北地方太平洋沖地震の事例において福島市では全壊が744件、半壊が5,557件、公費解体が3,168件で50.3% 平成28年熊本地震の事例において熊本市では全壊が5,766件、半壊が47,913件、公費解体が13,241件で24.7% 令和元年房総半島台風、東日本台風、10月25日の大雨の一連の災害においては全壊が514件、半壊が6,962件、公費解体が1,326件で17.7% 令和3年の熱海市伊豆山土石流災害においては全壊が74件、半壊が15件、公費解体が57件と64.0%となっております。	日本維新の会	101	
	P202	撤去等の実施にあたる業者との連携等 (回答作成) 環境部 (担当課名) 廃棄物対策課 (協議先) 危機管理課	大規模災害時には解体事業者も被災している場合が多く家屋等の解体撤去作業が進まないケースがある。その際の代替手段は検討されているのか。 (部局回答) 大規模災害時において国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、その建物解体撤去作業は、横須賀市と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結している横須賀建設業協会、神奈川県建物解体業協会に依頼するとともに、災害緊急協力事業者登録制度を活用して登録業者に協力依頼することも検討します。解体事業者が被災して解体撤去作業が進まない場合は、神奈川県に協力要請を行います。 県内の解体事業者に委託するのが困難な場合には神奈川県と連携して県外業者へ委託することも検討いたします。	公明党	102	
第2節	P202	義援金の受付・配分① (回答作成) 危機管理課 (協議先) 総務部 会計課	義援金・義援物資等募集についての詳細な記載は、どの部分に記載し、どのタイミングでの受付開始が適正であると考えているのか確認したい。 (必要であれば第3部に記載することも検討すべきでは) (部局回答) 受付開始時期は指定金融機関に受付口座を開設できた以降、入金による受付を開始します。 なお、義援金については復旧・復興のために使うため第3部には記載しません。	よこすか未来会議	103	
		義援金の受付・配分② (回答作成) 危機管理課 (協議先) 財務部 (担当課名) 財務管理課	ふるさと納税（企業版ふるさと納税）も義援金に含まれるのか。 含まれないのであれば明記する必要性はあるかどうか考え方を確認したい。 (部局回答) 義援金の募集方法のひとつとして、ふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用することができます。 (ただし、企業版ふるさと納税は令和6年度までの制度です。)			

		義援金の受入口座の開設 (回答作成) 危機管理課 (協議先) 総務部 会計課 財務部 財務管理課	義援金の受付方法は、銀行振り込み以外に、クレジットカード・ポイント・キャッシュレス等複合的な受け入れは出来るのか伺いたい。 (部局回答) 災害時に期間限定でキャッシュレス事業者が、広域的に募金の受け入れをしています。義援金の受付をする部局について現時点で定まっていないため、今年度中に担当する部局を決めていきます。	日本維新の会	105	
	P203・204	被災者の経済的再建と精神的支援 (回答作成) 危機管理課	(部局回答) 生活保護、税の減免等、社会保障関連の支援、また4節の精神的支援は、またがることも多々あると推察する。よって個人や世帯をまるごと支援するという観点からワンストップで相談窓口とした方が効果的だと思うが、このように分けたことの利点を確認したい。 (部局回答) 記載については各対策部が実施する事項をまとめたもので、大規模災害後にはワンストップの相談窓口として受付けることを想定しています。 被災者支援システムでは罹災者台帳がシステム上で作成され、各世帯が受けた支援を管理することができます。	日本共産党	106	
第4節	P204	相談室等の設置 (回答作成) 健康部 (担当課名) 保健所保健予防課	相談室の設置もしくは電話相談窓口の設置を行うとあるが、SNS等での相談窓口は考えているのか。また、相談室等の設置や訪問相談等の実施による周知方法をどのように実施するのか。 (部局回答) 本市の平時におけるところの相談は、電話・来所・訪問相談のほか、SNS相談を実施するNPO法人と連携協定を締結しSNS相談に対応しています。さらに県のLINE相談も利用できます。災害復旧・復興期においても、この仕組みを活用してまいります。また、相談窓口の周知については、保健師の巡回相談時のチラシ配布やホームページ等の活用などを行ってまいります。	公明党	107	
第5節	P204	情報提供の実施 (回答作成) 福祉子ども部 (担当課名) 地域福祉課、指導監査課、障害福祉課、介護保険課	「福祉サービスの情報に関する情報提供」とは、どのような媒体で誰が、対象者にどの様に提供して理解してもらうのか、また相談体制を充実させるとは具体的な方法を想定しているのか伺いたい。 (部局回答) 社会福祉施設等の被災状況や稼働状況に係る調査・確認については、施設等からの情報提供を依頼していることに併せ、市職員により、インフラ等の復旧に応じて電話、FAX、Eメール、SNSなどの連絡手段の活用や、現地に赴くことなどによって情報を収集します。 収集した情報に基づき、被災状況や発災からの時間経過に応じて変化するニーズにできる限り応えられるよう市のホームページや避難所等とおして、適宜、対象者に合わせた情報提供ができるよう検討を行います。また、相談体制の充実については、必要に応じて、視覚障害や聴覚障害のある人等を対象とした専用相談窓口の開設等も検討します。	日本維新の会	108	

第6節	P205	社会福祉施設の 再建支援 (回答作成) 福祉こども部 (担当課名) 指導監査課、福祉施 設課、子育て支援課	調査、情報提供はどういったタイミングから開始してどの様な方法で情報提供を行い 再建を促進させるのか、また必要な支援とはどのような内容を想定しているのか伺いたい。 (部局回答) 民間施設も含む社会福祉施設等の被災状況や稼働状況に係る調査・確認については、施設等からの情 報提供を依頼していることに併せ、市職員により、インフラ等の復旧に応じて電話、FAX、Eメール、 SNSなどの連絡手段の活用や、現地に赴くことなどによって情報を収集します。 そうして把握した施設の被災状況に応じ、国や県から送付された施設再建にかかる情報を、迅速に施 設に提供します。 支援内容は主に社会福祉等施設災害復旧費等の国庫補助を想定しています。補助金申請や整備内容等 について相談や助言を行う等、施設再建に早期に着手できるよう施設を支援します。	日本 維新の会	109	
第7節	P205	博物館・美術館の 収蔵品の管理 (回答作成) 文化スポーツ観光部 教育委員会 (担当課名) 美術館運営課 博物館運営課	仮保管場所の確保に努めるとあるが、仮保管場所の用途はついているのか。 (部局回答) 日本国内で博物館・美術館の収蔵品の危機が明らかになった場合、文化庁および国立文化財機構文化 財防災センターが報告・相談窓口となり、また公益財団法人日本博物館協会、一般社団法人全国美術 館会議などでも文化財等の救援活動を行う仕組みが構築されています。 現状では、仮保管場所の用途はついていませんが、上記の仕組みを活用することや近隣他都市の美術 館・博物館との情報共有しながら、仮保管場所の確保に努めます。	自由 民主党	110	
		博物館・美術館の 収蔵品や指定文化財 の保護について (回答作成) 文化スポーツ観光部 教育委員会 (担当課名) 美術館運営課 生涯学習課 博物館運営課	災害発生中に博物館・美術館の収蔵品や指定文化財の危機（水濡れ、延焼等）が 明らかになった場合、復旧復興計画を待たずして応急的に被害を回避するような体制を とることは可能か。 (部局回答) 日本国内で博物館・美術館の収蔵品の危機が明らかになった場合、文化庁および国立文化財機構文化 財防災センターが報告・相談窓口となり、また公益財団法人日本博物館協会、一般社団法人全国美術 館会議などでも文化財等の救援活動を行う仕組みが構築されています。 収蔵品や文化財の修復には、専門的な知識が必要となりますので、上記の仕組みを活用し、国や県、 その他の関係機関と連携し、復旧に向けた取り組みを行うこととなります。被害の状況に応じ、修復 計画も策定する必要があります。 なお、博物館・美術館以外が所蔵する指定文化財については所有者と調整を行い、上記仕組みおよび 各団体と連携を取りながら各個別の文化財の状況に応じた復旧に取り組んでいくことになります。	無会派	111	

第8節	P205	被災者支援窓口 の運用 (回答作成)	電話での相談体制についても、相談体制の充実を図るとあるが、電話の回線を増やすとか 人員を増やすなど、あるいは他の方なのか、どのようなイメージをもっているのか。	公明党	112	
		地域支援部 (担当課名) 市民相談室	(部局回答) 職員による相談のみならず、弁護士や司法書士をはじめとした専門家による各種相談を実施するとともに、消費生活相談では消費者庁への災害対応経験のある相談員の派遣依頼などを行い、相談体制の充実を図ります。 また、電話回線の増設や、職員の対応には限りがあることから、他市の事例を参考に、新たなコールセンターの開設などを検討します。			

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

章	節	ページ	確認すべき項目	確認すべき理由・提案等	会派等	連番	提言案 ①計画改定 ②運用改善
第1章	-	P209	総則	南海トラフ地震は津波被害が前提となるが、津波浸水域に対する細部計画に基づいて、 再度、検証を行う必要があると思うがどうか。	自由 民主党	113	
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 津波災害を想定した公共施設や公共空地の防災拠点として在り方を検証します。			
第6章	第4節	P216	災害応急対策を とるべき期間等 について	「後発地震に対して警戒する措置」とはどのような措置か。	よこすか 未来会議	114	①計画改定
			(回答作成) 危機管理課	(部局回答) 後発地震が起こる可能性が高いことを意識して発災時にすぐ避難できる準備を整える、すぐに逃げ出せる態勢での就寝や非常持ち出し品の携帯、緊急情報の取得手段の確保、避難場所・経路の確認などをしており地震に備えておくことです。特に津波浸水エリアでは、安全な避難所で就寝するなど、事前の避難対策を促すものです。			